

健康・医療新産業創出に向けた「アクションプラン 2020」（案）

令和 2 年 7 月

健康・医療新産業協議会

1. 健康・医療新産業創出に向けた基本コンセプト

●高齢化が進展する中で、「高齢者」像も変化

我が国では、2040 年には 100 歳以上の人口が 30 万人以上になると予想され、人生 100 年時代の到来が世界に先駆けて間近に迫っている。平均寿命は年々延びて男女ともに世界最高水準に達しており、総人口が減少する中で高齢化率は今後も上昇が見込まれ、同時に現役世代の減少は加速し、2040 年には現役世代 1.5 人で 65 歳以上の者 1 人を支えることになると予想されている。

一方で、今の 70 代前半の高齢者の体力・運動能力は 14 年前の 60 代後半と同程度であるなど高齢者の若返りが見られ、70 歳以降も就業を望む者の割合は 8 割にのぼり、「高齢者」像も変化しつつある。このように今後、高齢者人口の更なる増加が見込まれる中で、自立して長生きするためには、介護予防やその前段階であるフレイル予防が果たす役割がより重要となっていく。

●健康寿命を延伸するための、疾患への対応

我が国の疾病構造は、医科診療医療費を見ると、生活習慣病が全体の 3 分の 1 を占め、その内訳は、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患が続いている。健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには、診断・治療に加えて予防の取組の重要性が増すとともに、罹患しても出来るだけ制限を受けずに日常生活と治療を両立していくための取組も車の両輪として講じていくことが望まれている。なお、その際には、健康か病気かという二分論ではなく健康と病気を連続的にとらえる「未病」の考え方も重要である。超高齢社会を乗り越えるためには、このような考え方に基づいて、自分の健康状態を自分で把握しながら一人ひとりが主体的に行動することが必要である。

また、予防については、二次予防（疾病の早期発見、早期治療）、三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図るとともに再発・合併症を予防すること）に留まらず、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること）も併せて取り組むべきことが指摘されている。

●健康長寿社会の形成に向けた新産業の創出

こうした背景の中で、予防、進行抑制、病気との共生を目的とした公的保険外の健康・医療関連産業の活性化や公的保険サービスとの連携強化により、「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム」の構築を目指すことが必要である。

また、世界はまさに第四次産業革命の中にあり、デジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつある。とりわけ健康・医療分野はこれらの技術を生かし得る分野の 1 つとして期待されており、異分野からの企業の参入やスタートアップ企業等による投資が進みつつある。このような動きを促進し、イノベーション・エコシステムの構築を通じて健康長寿社会の形成に資する新産業の創出・活性化を目指すことで、我が国経済の成長に寄与する視点も必要である。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、今まで以上に、個人の健康意識の高まりがみられ、予防・健康づくりの重要性が再認識されている。これを個人の行動変容に

つなげるためには、心身の状態を「見える化」することが重要である¹。更に、医療物資については、既存の事業者のみならず、異業種の事業者が参入し、増産や供給を実現したように、健康・医療分野における異業種連携が求められている。

このような様々な視座を前提に、製薬産業・医療機器産業・介護福祉機器産業や異業種製造業、その他公的保険外の様々なヘルスケアサービス関連産業が一体となり、実用化まで含めて新たな付加価値を創出できる、「総合的な健康・医療関連産業の振興」を行う。

2. 第1期健康・医療戦略における「次世代ヘルスケア産業協議会」での検討経緯

●第1期健康・医療戦略とアクションプラン策定に向けた検討

健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）を踏まえ、健康寿命延伸分野の市場創出及び産業育成に向けて、官民一体となって具体的な対応策の検討を行う場として「次世代ヘルスケア産業協議会」が平成25年12月24日に設立され、健康・医療戦略室、厚生労働省をはじめとした関係省庁との連携の下、これまでに計8回にわたり協議会が開催された。

設立当初の主な検討項目は、①新たな健康関連サービス・製品の市場創出のための事業環境の整備（グレーゾーン解消等）、②健康関連サービス・製品の品質評価の在り方、③企業、個人等の健康投資を促進するための方策等と定められ、①から③の具体的な議論の場として、「次世代ヘルスケア産業協議会」の下に、それぞれ「事業環境WG」、「品質評価WG」、「健康投資WG」が設置された。これら3つのWGにおいてとりまとめられた具体的な施策を、次世代ヘルスケア産業協議会にて「新産業創出に向けたアクションプラン」（平成26年6月5日）として一体的に実施をした。これ以来、年に1回、アクションプランの決定・一体的な実施を行ってきた。

●ヘルスケアビジネス創出に向けた具体策の検討

平成27年2月より「事業環境WG」と「品質評価WG」を「新事業WG」に統合し、ヘルスケアビジネス創出に向けた具体策の検討に加えて、地域経済・コミュニティの活性化を目的にヘルスケア産業の地域展開の推進を実施してきた。これにより、地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下、「地域版協議会」という。）の設置促進（全国46か所）や「グレーゾーン解消制度」の運用（計35件）、規制のサンドボックス制度の利用（1件）、ソーシャルインパクトボンドの導入促進（計6自治体）、ヘルスケア業界団体等に対する品質に関する指針の普及（5団体が活用）、食・農や観光といった地域資源やスポーツ等分野との連携促進を図ってきた。

●健康投資・健康経営の裾野拡大に向けた検討

一方で、「健康投資WG」においては、企業や健康保険組合等による健康投資・健康経営の促進を図ってきた。健康経営に積極的に取り組む企業を株式市場で評価する仕組みを構築するため、平成27年3月25日に、東京証券取引所と共同で、「健康経営銘柄」として22業種22社を選定し、以来、毎年選定を実施している。また、平成28年11月には対象を非上場企業や法人にも拡げた「健康経営優良法人認定制度」（基準策定：経済産業省、認定：日本健康会議）を開始以来、毎年実施している（令和元年度健康経営優良法人認定数：6,292法人）。健康投資・健康経営のす

¹ 例えば、神奈川県においては、この考えに基づき、未病コンセプトの普及や未病指標の構築など、先駆的な取組が進められている。

その拡大に向けては、①企業と保険者のコラボヘルスの推進や健康経営に取り組む企業に対するインセンティブの検討、②健康経営の資本市場からの評価指標策定、③自治体及び保険者等が実施する顕彰制度や関係省庁による関連施策との連携、を図ってきた。加えて、職域外の健康投資・個人の健康投資の喚起に向けた議論を進め、あらゆる世代の健康投資を促進することによりヘルスケアサービスの需要喚起を図り、また、健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進めてきた。

●アクションプラン 2019 の策定

加えて、平成 31 年 1 月から 3 月にかけて、「未来イノベーション WG」を新設、検討を実施し、中間取りまとめで「人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア」の実現を示した。この実現に向けては、地域での実証の他、テーマごとの研究班立ち上げや、中長期の研究開発等の検討及び技術インテリジェンス機能のあり方について検討を進めてきた。

以上を踏まえて、平成 31 年 4 月に開催をした「次世代ヘルスケア産業協議会」では、アクションプラン 2019 をとりまとめるとともに、中長期的なヘルスケア産業政策の方向性について議論を実施した。「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築」に向けて、特に生活習慣病や認知症を重点領域とすること、若年世代の健康投資の活性化から人生の最終段階における生活の質の向上までの幅広い貢献を目指すこと、健康・医療関連産業の競争力強化に向けて、デジタルヘルス分野の連携促進とイノベーションの推進、Healthcare Innovation Hub（以下、「InnoHub」という。）を中心とした国内外の官民連携促進、人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケアの実現に向けた取組を議論した。

3. 第 1 期健康・医療戦略における「健康・医療戦略ファンドタスクフォース」での検討経緯

「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）を踏まえ、健康・医療分野における投資やファンドが効果的に実施・運営されることを目的に、官民ファンドにおける当該分野の投資方針や投資事例、関連政策の実施状況等についての情報交換や共有を図る「健康・医療戦略ファンドタスクフォース」（以下、「タスクフォース」という。）が平成 26 年 10 月 30 日に設立された。計 3 回にわたり、産業革新機構・中小企業基盤整備機構・（株）地域経済活性化支援機構、Medical Excellence Japan、（株）日本政策投資銀行、（下部）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS）、官民イノベーションプログラム、国立研究開発法人日本医療研究開発機構医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）、海外需要開拓支援機構等の官民ファンド等による健康・医療分野への出資等実績や課題の共有等を実施した。

令和元年 7 月 3 日に実施された第 3 回タスクフォースにおいては、今後の方針として、①技術シーズの実用化・事業化を進めるため、民間単独の投資が難しいケースも多く、官民ファンドがリードして投資を行うこと、②資金的支援に加え、ネットワーク構築支援等の非資金的支援を合わせて取り組むことが重要であり、各省庁や官民ファンドは連携し、技術シーズの実用化・事業化に向けて積極的な非資金的支援を行うこと、③官民ファンド・各省庁からの資金的及び非資金的支援に加え、民間主体の投資の活性化が必要不可欠であることから、官民ファンド・各省庁が InnoHub に参加し、かつ民間や自治体・海外等の関係者もサポーターとしてすることで、InnoHub に

おいて官民すべての取組に関する情報を統合し、連携を加速化させ、ヘルスケア分野における技術シーズの実用化・事業化を一体で支援することが示された。

4-1 職域・地域・個人の健康投資の促進

4-1-1 職域の健康投資の促進

① 健康経営顕彰制度の運営

1) 健康経営の顕彰

企業等の健康経営の取組状況と経年での変化を把握・分析する「健康経営度調査」を実施して「健康経営銘柄」を選定するとともに、「健康経営優良法人（大規模法人部門）」及び「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の認定を行う。

実施にあたっては、これまで主に評価してきた実施体制や取組施策の有無等の基礎的な内容に加え、健康経営の質を高める取組の評価を更に充実させることで、健康経営の裾野の拡大と取組の質の向上の両立を図る。健康経営優良法人（中小規模法人部門）では、特に優れた500法人の新たな呼称を創設して差異化を行う。

このほか、過去の健康経営度調査の分析や健康経営優良法人の審査過程で得られた知見、改正健康増進法等を踏まえた制度変更（受動喫煙対策）や関係機関からの制度に対する意見等を踏まえ、必要な改善を行う。（◎経、厚）

2) 健康経営顕彰制度の新型コロナウイルス感染症に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請受付期間を一ヶ月程度延長する。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって実施することができなかった健康診断や従業員の健康増進のためのイベント等について、可能な限り早期に実施することの誓約等をもって「実施した」とみなす特例措置を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対策についても事例収集や評価を実施する。（◎経、厚）

3) 健康経営の企業への影響に関する調査研究

健康経営度調査の回答データや健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）のアンケート結果等を活用した企業価値等への影響に関する調査を実施するとともに、引き続き当該データの開示を通じた研究・学術機関による企業業績と健康経営の関係性などに係る研究を促していく。（◎経、厚）

② 健康経営の実践に向けた環境整備

1) 健康経営の裾野の拡大

日本健康会議と連携し、地域版協議会や、健康経営の取組を促進するためのセミナー等を通じて、健康経営顕彰制度や健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブ、企業業績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果等を紹介することで、健康経営に取り組む企業等へのメリットを提示する。また、新型コロナウイルス感染症の流行が企業の健康経

當施策に与えている影響について、新たな健康課題の把握とその対策の検討を行うとともに、具体的な事例の収集と発信を行う。(◎経、厚)

2) 健康経営に取り組む地域の中小企業等への情報提供

「健康経営優良法人認定制度」や自治体による健康経営顕彰制度と連動したインセンティブ等の付与を行う自治体や民間事業者の取組を促進するため、地域におけるインセンティブ事例に関する情報提供等を行う。また、当該制度の普及を図るため、認定法人による取組事例の紹介等を通じて、健康経営の実践に向けたノウハウの提供を行う。

更に、中小企業の健康経営の普及促進のため、地域版協議会や都道府県版日本健康会議の枠組みを活用した自治体による健康経営顕彰制度との連携・支援や、地域の商工会議所や医療関係者等が連携して推進する健康経営・健康づくり施策の促進を通じ、地域が推進する健康経営施策への連携・支援を図っていく。(◎経、厚)

③ 健康経営の外部評価に向けた支援

1) 健康経営の資本市場からの評価指標策定

企業等が健康経営を効果的に実施し、様々な市場と対話するための枠組みを示す健康投資管理会計ガイドラインについて、基礎的な内容から健康経営を概説している「企業の『健康経営』ガイドブック」との一体的な整理を行うとともに、資本市場や労働市場、財・サービス市場等に向けた適切な情報開示方法について検討を行う。

これらの取組を通じて、「健康経営度調査」や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の見直しを図るとともに、企業等の健康経営が資本市場をはじめとした様々な場面において適切に評価される仕組みの検討につなげる。(◎経、厚)

2) 健康経営のISO化等の推進

自社の海外事業所やサプライチェーンに向けて健康経営を推進している企業の取組事例や、海外における健康経営の顕彰の取組等を調査し、官民における様々な国際会議の場等を利用して海外発信を行うとともに、これまでの国内における健康経営の推進を踏まえ、民間主導で行われている標準化の取組等を支援し、健康経営が国際的に評価される仕組みを整える。(◎経)

④ 企業と保険者が連携するコラボヘルスの推進

1) 健康スコアリングレポートを通じた保険者や事業主への働きかけ

事業主が従業員の健康課題や保険者の取組を認識し、保険者と事業主とのコラボヘルスを着実に推進していくためには、健康スコアリングの通知を受けた事業主が、保険者と連携して必要に応じて民間サービス等の活用も含め、従業員の健康課題の改善等に向けた健康経営施策を図っていくことが望まれる。今後、事業主単位でレポートを実施すること等を通じて、保険者と事業主とのコラボヘルスが更に促進できる環境を整備する。(◎厚・経・総)

2) 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供

優良なヘルスケア事業者の活用促進を図るため、日本健康会議において、優良なヘルスケア事業者の見える化を図るとともに、企業・保険者とのマッチング機会の提供(データヘルス・予防サービス見本市の開催等)を引き続き行っていく。(◎厚・経・総)

3) 共通した健康課題に対し、複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進

保険者による保険者機能発揮に向けた取組の強化や保健事業の効率化を推進するため、共同実施モデルの整備等を行い、民間事業者の活用を促進する。(◎厚・経・総)

4) 後期高齢者支援金の加算・減算制度のインセンティブ措置の強化

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、2018年度から加算率・減算率ともに法定上限10%まで段階的に引き上げるとともに、保険者の取組を幅広く評価するための総合的な指標の導入を行っているところであり、これを着実に推進していく。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた後期高齢者支援金の加算・減算制度の取扱については、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討する。(◎厚)

⑤ その他施策の展開

1) 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進

健康投資の活性化に向け、ヘルスケアサービスの創出や保険者等と当該サービスのマッチング等を図る観点から、ヘルスケア・ビジネスコンテストやInnoHub、地域版協議会等の関連施策を活用する。また、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた、業界団体の自主ガイドライン策定をはじめとした民間主導の取組による、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスの活用促進を図る。(◎経)

2) スポーツを通じた健康で活力のある社会の実現

スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目指す「Sport in Life プロジェクト」において設置した企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアムの連携を促進するとともに、加盟団体で構成するプロジェクトチームによる課題（スポーツ実施の阻害要因）解決のための実証実験等を行いスポーツ実施者の増加を図るとともに、スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現を目指す。(◎スポーツ庁)

3) 健康経営を支援するサービス事業者に向けた施策の展開

健康経営を支援するサービス事業者のマネジメントやコンサルティング業務の品質向上に向け、意見聴取の実施や情報提供のあり方の検討を行う。(◎経)

4－1－2 地域・個人の健康投資の促進

① 予防・健康づくりのインセンティブ

1) 国民健康保険の保険者努力支援制度等のインセンティブ措置

国民健康保険の保険者努力支援制度等については、2020年度の評価指標において、予防・健康インセンティブを強化するとともに、制度を抜本的に強化し、保険者の予防・健康づくりを強力に推進していく。(◎厚)

2) ヘルスケアポイント等の個人インセンティブ付与につながる保険者の取組支援

予防・健康づくりに取り組む加入者にヘルスケアポイントを提供するなど、保険者が加入者に予防・健康づくりのインセンティブを提供する取組は重要であり、保険者の努力義務として健保法等に位置付け、国でもガイドラインを策定・公表しているほか、後期高齢者支援金の加算・減算制度や国民健康保険の保険者努力支援制度の保険者におけるインセンティブの指標にも、予防・健康づくりへの個人インセンティブの取組を位置づけている。(◎厚)

② 地域・職域連携の推進

1) 継続的・包括的な保健事業の推進

地域保健と職域保健の連携等による継続的かつ包括的な保健事業の展開を促進するため、「地域・職域連携推進ガイドライン」(令和元年9月改訂)において整理した事項を踏まえた必要な支援を実施するとともに、地域資源を活用した自然に健康になれる環境づくり等を推進する。(◎厚)

2) 地域に根ざした健康・医療関連産業の活性化

地域版協議会を活用し、地域におけるヘルスケアサービスの振興に資する支援策の検討などを通じ、地域における予防の促進と他地域への展開を目指す。また、関係省庁や各地域版協議会の情報共有や連携を目的としたアライアンス会合等において、InnoHubとの協業に取り組むことによって、さらなる新産業の創出を図る。(◎経・総)

4－2 適正なサービス提供のための環境整備

4－2－1 ヘルスケアサービスの品質評価と社会実装の推進

① ヘルスケアサービスの品質評価の取組

1) ヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備

品質が担保されているヘルスケアサービスの社会実装に向け、業界や業界横断の自主的なサービス基準の整備等を促進しつつ、需要者側のニーズと連動した継続的な品質評価を可能とする環境、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境の整備を進める。

特に、ヘルスケアサービスが広く普及していく段階を踏まえ、業界自主ガイドライン等に基づく一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが、そのサービスを選択・評価して利用

者（消費者）に紹介する役割を担う地域医師会や自治体、保険者等の「仲介者」によって適切に選択されるような流通構造の構築を進める（◎経）

2) 業界自主ガイドライン等の策定支援

上記1)に向けて、具体的には、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドラインの策定支援や、ヘルスケアサービスを利用者に届けるいわゆる「仲介者」に対する「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の普及を促進する。

また、「仲介者」が選択や評価、紹介の対象とするサービスの内容によっては、深い関連を持つ有資格者等の意見を踏まえて評価基準の策定を進められるよう、サービス提供者、仲介者、利用者が連携した多様なモデルを構築し、事例を収集して仲介者に共通して求められる役割をとりまとめる。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために業界団体が策定した対応ガイドラインについて、感染症流行の状況や新たに得られる知見等を踏まえた見直しを行いつつ、着実な実施のための普及啓発等を実施する。（◎経）

② イノベーションの社会実装

1) エビデンスに基づく予防・健康づくりの促進と特定健診項目の見直し

エビデンスに基づく保険者努力支援制度等のインセンティブ強化や地方公共団体等の予防健康事業におけるエビデンスの活用が促されるようにするため、予防・健康づくりに関する各テーマにおいて健康増進効果や社会・経済効果に関するエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証を2020年夏頃から順次開始する。さらに、大規模実証事業全体を統括し個別事業の進捗管理等を行うプラットフォームの設置を検討する。（◎厚、経、総）

また、生活習慣病等との関連について最新の科学的な知見・データを収集し、健診項目等の在り方について議論を行う。また、特定健診については、2024年度から始まる第4期特定健康診査等実施計画期間に向けて、必要な準備等を行う。（◎厚、総）

2) ICT・AI・ロボット等の新たな技術の社会実装

新たに開始する「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」の構築を図るために、相談窓口、リビングラボ、実証フィールドの整備等を図る。健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発事業の目標に関する研究開発の着手を目指す。（◎厚、経、総、文）

また、日常生活のデータなど、従来医療現場で必ずしも活用されてこなかったデータの活用により、アウトカムの向上を目指す「パッケージ型ヘルスケアソリューション」について、効果に係るエビデンス構築や課題整理を行う実証事業を進める。

更に、健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。具体的には、生活習慣病の重症化予防や介護予防、健康経営の推進に資するサービス等への拡大を目指し、実証事業を実施する。（◎経、厚、総、文）

3) ICT 等を活用した医療機器や IoT 機器の有効性・安全性の評価手法の策定

ICT 等を活用した医療機器に関して、国内外でのサイバーセキュリティ対応状況の調査や課題分析等を通じ、引き続きサイバーセキュリティの確保のための、より具体的な対策を検討するとともに、新たな技術を活用した医療機器について、製品開発の効率化及び承認審査の迅速化を図るべく、審査時に用いる有効性・安全性等の評価指標等をあらかじめ作成・公表するための検討を行う。(◎厚)

予防・メディカルネットワークの拡充・QOL の向上を目指し、人間の持つバイタルデータを常時モニタリングしながら健康データを蓄積するウェアラブル端末、在宅での医療を可能とする簡便な医療機器など、ICT 等を通じヘルスケア・医療データを活用する医療機器や IoT 機器の開発、有効性、安全性、機能評価等が重要となる。そのため、開発ガイドライン事業を通じ有効性・安全性や機能の評価手法の策定・公表のための検討を行う。(◎経)

4) 地域における健康・医療関連産業の振興

地域版協議会を活用し、地域において医療・介護関係者と関係事業者等が連携して、主に①生活習慣病、②がん、③フレイル・認知症に係る対応に着目したヘルスケアサービスや、超高齢社会における諸課題（少子化、生産人口減少、高齢化）に対応するヘルスケアサービスの創出、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に資する事業を支援しつつ、併せて、地域におけるヘルスケアサービスの振興に資する支援策の検討やアライアンス会合等の開催などを通じ、地域における予防の促進と他地域への展開を目指す²。(◎経・総)

5) 公的保険サービスと公的保険外サービスの連携

新たな技術やサービスによる予防等への取組が、医療や介護の専門家による評価を経て適切に発展するよう、公的保険サービスを中心に考え、またそれを取り巻く公的保険外サービスがその役割を明らかにし、公的保険サービスの範囲を正しく認識した上で、その担い手及び提供者において連携する環境を早期に構築する。その際、ヘルスケアサービス提供事業者と利用者（消費者）の中間に位置し、そのサービスを評価、選択し利用者（消費者）に紹介する役割を担う仲介者を支援していく。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛により適切な受診が困難となる等の課題が生じている。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、ICT の活用を含め、適切なセルフケアと受診を両立するよう、実態把握を進める。(◎経・厚)

4－2－2 個別の領域の取組

① 食に関する取組

1) 健康情報・食習慣等のデータ集積及びそれらを活用した健康産業の創出

腸内マイクロバイオームをはじめとする健康情報や食習慣等に関するデータの集積など、健康に資する食生活のビッグデータ収集・活用のための基盤整備を推進する。これらによ

² 神奈川県では、心身の状態を数値化した「未病指標」を構築し、健康状態を「見える化」することで、個人の行動変容を促す取組を行っており、健康・医療関連産業の振興にもつなげている。

り、科学的根拠に基づく食を通じた国民の健康増進に寄与するばかりではなく、農業、食産業と情報産業が調和した新たな産業分野の創出を目指す。(◎農、厚、経)

食品に機能性等を表示できる制度を適切に運用するとともに、制度に関する消費者への知識の普及啓発の取組を推進する。(◎消、厚、農、経)

2) 地域関係者が連携した食関連の健康・医療関連産業の創出

地域の農産物・食品の機能性を明らかにする研究開発を行うとともに、地域版協議会等を通じた、生活習慣に配慮しながら地域食品事業者と連携した食事メニューの開発による食生活の改善と健康に資する機能性を有する農産物等の活用に係る取組をフォローアップし、その成果や取組を進める上で明らかになった課題を整理・公表することにより、地域の機能性を有する農産物の需要創出と地域住民の健康増進を同時に実現する食関連の健康・医療関連産業の創出を加速化する。(◎農)

3) 健康支援型配食サービスの展開

管理栄養士等の専門職と配食サービス事業者の連携を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、適切な栄養管理に基づく配食サービスを、地域高齢者等の個々の自宅のみならず、地域の共食の場でも推進していくための仕組みづくりを支援する。また、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」(平成29年3月策定)を踏まえて配食サービスに取り組んでいる事業者及び地方自治体の事例を継続的に収集する。(◎厚)

② スポーツ・観光・まちづくりに関する取組

1) スポーツツーリズムの促進

スポーツツーリズム等を活用し、スポーツによる地域の活性化を促進する。具体的には、地域スポーツコミッショ (スポーツを核とした地域活性化に取り組む組織) 等が行う活動を支援するとともに、スポーツツーリズムのムーブメント創出に向けたプロモーション等を展開する。また、文化庁、観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズム」の定着に向けた取組を引き続き実施する。(◎スポーツ庁、国)

2) 疾患有する方の安全で楽しい運動・スポーツの実践

生活習慣病や運動器疾患等を有する住民（医療機関等を受診した者）等が、日本医師会が認定した健康スポーツ医等の医師によるメディカルチェックや運動処方を基に、健康運動指導士等の運動指導者の助言を受け、地域で安心して安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツを実践できる仕組みを構築する。(◎スポーツ庁、厚)

3) スポーツを通じた健康で活力のある社会の実現（再掲）

スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目指す「Sport in Life プロジェクト」において設置した企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアムの連携を促進するとともに、加盟団体で構成するプロジェクトチームによる課題（スポー

ツ実施の阻害要因) 解決のための実証実験等を行いスポーツ実施者の増加を図るとともに、スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現を目指す。(◎スポーツ庁)

4) 健康な街づくり・住宅の推進

多くの地方都市では、今後急速な人口減少に伴い、市街地における居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。居住や都市機能の集積を進めることにより、訪問介護などサービス産業の生産性が向上し、地域経済の活性化が図られる。また、高齢者の外出機会の増加、市民の歩行量の増加による健康増進の観点からもコンパクトで歩きたくなるまちづくりを推進する。(◎国)

5) 温泉と地域資源が連携した現代のライフスタイルにあった温泉地の活用促進

温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になる「新・湯治」を、地域版協議会等を通じて普及・啓発を行い、温泉地でのヘルスツーリズムを促進させる。また、温泉地を中心とした自治体団体、企業等による多様なネットワークである「チーム 新・湯治」による多様な連携による温泉地での新たな取組の展開を促進する。(◎環)

③ その他重要事項

1) 成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の普及促進について

2019年度に策定した成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の推進に関するアクションプランに従い、重点分野とするヘルスケアサービス分野（医療・健康、介護）におけるPFS/SIB事業実施のための手引きの作成、成果指標や支払条件等の根拠となるエビデンスの整備、新規性の高いモデル事業の創出に向けた個別自治体の組成支援（特にこれまでPFSによる課題解決の実績がなくかつ高い社会的インパクトが見込まれる領域での展開等）及びセミナー等の開催を通じ、関係府省庁と連携してPFS/SIBの普及促進を推進する。(◎経)

2) 認知症施策の推進

認知症の分野においては、予防・治療、ケア・介護、社会としての研究、取組が国や大学、製薬企業等により進められているが、民間企業を含めたステークホルダー間の連携も重要である。認知症との共生・予防（進行抑制）の両テーマにおいて、大規模実証を通じたエビデンス構築を進めるとともに、適切なヘルスケアサービスの社会実装を図るための官民連携に向けた枠組みの整備を促進する。(◎経、厚、農、総)

3) 民間PHRサービスの適切な利活用環境整備

個人が適切に自らの保健医療情報を管理し、予防・健康づくりなど多目的に活用する仕組みであるPHR（Personal Health Record）について、民間PHRサービスの適切かつ効果的な利活用を進めるため、国がセキュリティや個人情報の取扱い、データのポータビリティや海外の動向も踏まえた標準化や、民間PHRサービスに求められるルールの検討など、必要な基盤整備を進める。(◎経、厚、総)

4－3 イノベーション・エコシステムの強化

① 官民ファンド等による資金支援等

1) 「Healthcare Innovation Hub (InnoHub)」による支援機関との連携

シーズの実用化・社会実装を実現するため、ヘルスケアベンチャー等によるイノベーション創出が促進される方策等を検討する場を設置する。

また、InnoHubにおいて、支援機関等の官民の取組に関する情報を統合し、連携を促すとともに、官民ファンドだけでなく民間からも積極的な投資が起こるようなベンチャー支援策や新規参入促進策を強化する（◎経、REVIC室、文、厚）

2) バイオベンチャーへの資金支援

バイオベンチャーの持続的な成長のため、上場後も含めた中長期的な資金調達ができるよう、昨年度までに整理した課題について検討し、情報開示ガイドブックの策定等、創薬等の先行投資型企業が、中長期に企業価値を高め、健全に成長できるような事業環境の整備を目指す。（◎金融、経）

② 産学官連携による戦略的取組

1) 協調領域における取組促進

特に世界に先駆けて高齢化するという社会課題や健康・医療に関する良質なデータの存在という我が国の特性を踏まえて、協調領域でのマッチング等の取り組みを、InnoHub等を活用して支援する。（◎経）

2) 「バイオ戦略」との連携

「バイオ戦略」における、ヘルスケアやバイオ医薬品・再生医療等の市場領域ロードマップや国際バイオコミュニティ圈形成等の検討の取りまとめを踏まえ、産学官が連携して、開発・製造等のサプライチェーンを支えるCRO（医薬品開発業務受託機関、Contract Research Organization）やCDMO（医薬品受託製造開発機関、Contract Development Manufacturing Organization）等の関連産業を含めて国内外から集積する国際的な開発・製造実証拠点の整備及び研究開発のためのデータ利活用基盤の整備等に必要な取組を検討する。（◎戦略室、科技、文、厚、農、経）

3) 薬価制度等におけるイノベーションの適切な評価

我が国における革新的医薬品、医療機器等の開発を進めるため、薬価制度等におけるイノベーションの適切な評価を図る。（◎厚）

4) イノベーション創出を促進するための検討

これまでの「健康・医療戦略ファンドタスクフォース」の議論を踏まえ、官民ファンドや各省庁の支援に加え、民間主体の投資の活性化を通じて、ヘルスケア分野のシーズの実用化・社会実装を実現するため、健康・医療新産業協議会に「イノベーション・ワーキンググ

ループ」（仮称）を設置し、ベンチャー等によるイノベーション創出を促進するための方策等を検討する。（◎経、国、総、文、厚、農）

4－4 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康・医療新産業の在り方

健康長寿社会の実現に向けては、多因子疾患への対応はもちろんのこと、感染症対策も必要であることが再認識されたところ。新たな生活様式が定着していく中で、健康・医療新産業の創出にあたっては、今まで以上に予防・健康づくりを意識した取組が必要となる。

また、今般の対応の初期段階においては、健康・医療業界以外の企業も、様々な形で協力・応援体制を構築することで、医療関連物資の増産・調達に対応した。引き続き、法令順守及び業界の健全な発展を進めながら、同様のパンデミックが起きるリスクだけではなく、想定し得ない未知のリスクに国民の健康が晒される可能性が否定できないことも踏まえて、国内の異業種連携のネットワークを維持・発展させ、柔軟性・強靭性・代替性を維持・確保していくことをあらゆる産業で議論していくことが必要である。